

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(愛媛貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ
愛媛貿易情報センター
- 3 部署業務内容 貿易投資に係る情報発信及びビジネス・マッチング等
- 4 業務内容 ①貿易投資相談受付業務
②お問い合わせに係る各種調査補助
③新聞クリッピング
④書籍管理補助
⑤国際取引企業リスト作成業務
・既存のアンケート送付先リスト整理、送付、回収
・回答データ整理
・印刷に係る校正作業
⑥メールマガジンの編集
⑦貿易投資相談者へのジェトロサービスの紹介(ブリーフィング、コーディネーターサービス等)、事務手続き
⑧その他、貿易投資相談に関する付帯業務
⑨商談会、セミナー等運営業務補助
⑩イベント案内・運営に係る付帯業務
- 募集人数: 1 名
出張の有無: 有 本部(東京)(研修等があれば)、年1回程度
残業: 法定内 20 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
法定外 20 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
※イベント前の対応等で残業が発生することがある。
- 5 派遣契約期間 2018年10月1日 ～ 2019年3月29日
※本契約終了後の契約更新なし。
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 6 勤務時間 9:00 ～ 17:00
(休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
(勤務曜日) 月火水木金
- 7 派遣元の要件
①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい。
③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
⑥ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。

8 派遣職員の必須要件

①社会人としての基礎を身につけていること。

・職員(嘱託員・派遣職員含む)及び国内外企業・関係団体等関係者と協調して業務を遂行できるコミュニケーション能力があること。

・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること。

・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。

・理由の無い欠勤、遅刻がなく、周りに不快感を与えない身だしなみであること。

・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。

・過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。

・電話対応や対人対応等、マナー・常識を有し、電話対応を厭わず、適切な言葉遣いができること。

・習熟スピードが早く、説明されたことはメモを取り、同じ説明を繰り返す必要がないこと。

②業務実施にあたり、以下の経験・スキルを有すること。

・ビジネス文書の作成に工夫ができること。

・データの入力迅速かつ丁寧で、ミスが少ないこと。

・官公庁・企業等において勤務経験が通算して2年以上あること。

OAスキル: WORD 簡単な新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷

EXCEL データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ、VLOOKUP(できれば尚可)、ピボットテーブル(できれば尚可)

PowerPoint 既存プレゼン資料の加工・編集

Access 既存DBへのデータ入力・レポート出力

その他 共有フォルダの整理・整頓等

英語スキル: レベル 中学卒業程度(不明な点等を調べることを厭わなければ可)

使用内容 簡単なウェブサイトの検索等

使用頻度 少

9 その他の要望

細かい作業が多いので、厭わず対応できる方。

10 職場の環境

①所長1名、所員1名、非常勤嘱託員2名、派遣職員2名(2018年8月現在)。

②所長及び所員が業務に関する説明、指示を行う。

③ロッカー、電子レンジ、冷蔵庫あり。

④自動車通勤可(勤務先周辺の駐車場の紹介可。ただし、駐車料金は自己負担。)

11 その他

①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

③出張

業務に出張が含まれる場合には、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上